

第8 税制の状況

- 1 平成28年度の税制改正の概要 141
- 2 平成28年度の県税の概要 148

平成28年度税制改正の概要

	改 正 点												
個人住民税	<p>(1) 一定のスイッチ OTC 医薬品の購入対価を支払った場合において、1 万 2 千円を超える部分の金額（上限 8 万 8 千円）について、その年分の総所得金額等から控除する、スイッチ OTC 薬控除を創設することとされました。</p> <p>(2) 所得税の改正に伴い、相続時から 3 年を経過する日の属する年までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は除却後の土地の譲渡益から 3,000 万円を控除することができることとされました。また、この控除については、居住用財産の買換えに係る他の特例と重複適用できることとされました。</p> <p>(3) 無記名公社債等に係る元本の所有者以外の者がその利子・配当等の支払を受ける場合には、その元本の所有者が利子・配当等の支払を受けるものとみなす措置について、廃止することとされました。</p> <p>(4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、その適用期限を平成 29 年 12 月 31 日まで 2 年延長することとされました。</p> <p>(5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、その適用期限を平成 29 年 12 月 31 日まで 2 年延長することとされました。</p> <p>(6) 寄附金税額控除における特例控除額の特例について、特例控除額の上限を所得割額の 1 割から 2 割に引き上げることとされました。</p> <p>(7) 所得税において、国外転出時課税制度の適用により譲渡とみなされることで生じた上場株式等の譲渡損失について、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象に追加することとされたことを踏まえ、個人住民税においては、この所得税の改正の影響を遮断することとされました。</p>												
地方法人課税	<p>(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」といいます。）が 1 億円超の普通法人について、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人事業税の標準税率は、次のとおりとすることとされました。</p> <table border="1" data-bbox="486 1500 1444 1742"> <thead> <tr> <th>付加価値割</th> <th>資本割</th> <th colspan="2">所得割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1.2% (改正前：0.72%)</td> <td rowspan="3">0.5% (改正前：0.3%)</td> <td>所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>1.9% (改正前：3.1%)</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>2.7% (改正前：4.6%)</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円を超える金額</td> <td>3.6% (改正前：6.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資本金 1 億円超の普通法人の法人事業税所得割の税率引下げに伴い、当該法人における平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る地方法人特別税の税率（基準法人所得割額に対する付加税率）を 414.2%（改正前：93.5%）とすることとされました。</p> <p>(3) 資本金 1 億円超の普通法人のうち平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り、付加価値額が 40 億円未満の法人について、当該事業年度に係る法人事業税額が平成 28 年 3 月 31 日現在の付加</p>	付加価値割	資本割	所得割		1.2% (改正前：0.72%)	0.5% (改正前：0.3%)	所得のうち年400万円以下の金額	1.9% (改正前：3.1%)	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.7% (改正前：4.6%)	所得のうち年800万円を超える金額	3.6% (改正前：6.0%)
付加価値割	資本割	所得割											
1.2% (改正前：0.72%)	0.5% (改正前：0.3%)	所得のうち年400万円以下の金額	1.9% (改正前：3.1%)										
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.7% (改正前：4.6%)										
		所得のうち年800万円を超える金額	3.6% (改正前：6.0%)										

	改正点												
地方法人課税	<p>価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乘じて計算した金額を超える場合には、負担増となる額の一定割合を当該事業年度の法人事業税額から控除することとされました。</p> <p>(4) 法人税における、租税特別措置の見直し、減価償却制度の見直し及び欠損金繰越控除制度の更なる見直しを踏まえ、法人住民税及び法人事業税について所要の措置が講じられました。</p> <p>(5) 地方法人特別税は平成 29 年 4 月 1 日以降廃止することとされました。また、これに伴い、地方法人特別譲与税は平成 30 年 8 月譲与分をもって廃止することとされました。</p> <p>(6) 平成 29 年 4 月 1 日から、法人住民税法人税割の交付税原資化を次のとおり更に進めることとされました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県民税法人税割</td> <td>3.2%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>市町村民税法人税割</td> <td>9.7%</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>地方法人税</td> <td>4.4%</td> <td>10.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 平成 29 年 4 月 1 日から、道府県は、納付された法人事業税の額の 5.4% に相当する額を当該道府県内の市町村に対して法人事業税交付金として交付することとされました。この市町村に対する交付については、従業員数を基準として行うこととされました。</p> <p>(8) 都道府県や市町村の行う事業のうち内閣府が認定する一定のものに対する企業の寄附について、現行の地方公共団体に対する寄附の損金算入措置に加えて、法人住民税法人税割額、法人事業税額及び法人税額から控除できる措置が創設されました。</p> <p>(9) ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで 3 年延長することとされました。</p>		改正前	改正後	道府県民税法人税割	3.2%	1.0%	市町村民税法人税割	9.7%	6.0%	地方法人税	4.4%	10.3%
	改正前	改正後											
道府県民税法人税割	3.2%	1.0%											
市町村民税法人税割	9.7%	6.0%											
地方法人税	4.4%	10.3%											
地方消費税	<p>軽減税率制度の導入に伴い、仕入税額の計算の特例が適用される場合に旧税率が適用される課税仕入れが含まれる際の譲渡割額の計算について、税率の異なるごとに区分して計算することがないように、所要の改正が行われました。</p>												
自動車取得税	<p>(1) エコカー減税の対象車両について、平成 28 年軽油重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成 27 年度燃費基準を達成するバス又はトラックを追加することとされました。</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、都道府県条例で定める路線において運行する一般乗合用のバスを取得した場合の当該取得されたバスに係る非課税措置について、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで 1 年延長する</p>												

	改正点
自動車取得税	<p>こととされました。</p> <p>(3) 東日本大震災により滅失・損壊した被災自動車又は原子力災害に伴い指定された自動車持出困難区域内の用途廃止等自動車に代わるものと都道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置について、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで 1 年延長することとされました。</p> <p>(4) 平成 29 年 4 月 1 日に自動車取得税を廃止することとされました。</p>
自動車税	<p>(1) 平成 29 年 4 月 1 日から、自動車の取得者を納税義務者とし、自動車の通常の取得価額を課税標準とし、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を導入することとされ、自動車の新規登録の時等までに道府県知事に申告し、その申告に係る環境性能割額を当該都道府県に納付することとされました。</p> <p>(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は種別割の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は種別割の税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととされました。</p> <p>① 環境負荷の小さい自動車</p> <p>平成 28 年度に初回新規登録を受けた自動車に対する当該登録の翌年度の自動車税の種別割について、次の特例措置が講じられました。</p> <p>イ 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成 21 年軽油軽中量車基準に適合する軽油自動車（乗用車に限ります。）及びガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準より 75% 以上少ないものであってエネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率より 10% 以上高いものについて、税率の概ね 75% を軽減することとされました。</p> <p>ロ ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準より 75% 以上少ないものであって、エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率より 20% 以上高いもの（イに該当する自動車を除きます。）について、税率の概ね 50% を軽減することとされました。</p> <p>② 環境負荷の大きい自動車</p> <p>次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除きます。）について、それぞれ次の年度以後（平成 29 年度以後に限ります。）に税率の概ね 15%（バス（一般乗合用のものを除きます。）及びトラックについては概ね 10%）を重課することとされました。</p> <p>イ ガソリン自動車又は LPG 自動車平成 16 年 3 月 31 日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して 14 年を経過した日の属する年度</p>

	改正点
自動車税	<p>ロ 軽油自動車その他のイに該当する自動車以外の自動車で平成 18 年 3 月 31 日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して 12 年を経過した日の属する年度</p> <p>(3) 東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に係る非課税措置について、その適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで 3 年延長することとされました。</p>
不動産取得税	<p>(1) 次のとおり税負担軽減措置等を創設・拡充することとされました。</p> <p>① 中小企業基本法に規定する中小企業者が健康サポート薬局の用に供する一定の不動産を取得した場合における不動産取得税の課税標準の算定については、平成 30 年 3 月 31 日までに取得されたものに限り、当該不動産の価格の 6 分の 1 に相当する額を価格から控除することとされました。</p> <p>② 市街地再開発事業の施行に伴う権利変換によって従前資産に対応して与えられる不動産を取得した場合の課税標準の特例措置について、都市再開発法の改正により新たに導入される権利変換手法により従前の権利者が取得した個別利用区内の土地についても同様の措置が講じられました。</p> <p>③ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所が取得する不動産について、法人名が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とされた後も引き続き非課税とすることとされました。また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から承継した業務の用に供する不動産について、引き続き非課税とすることとされました。</p> <p>④ 独立行政法人労働者健康福祉機構が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象となる法人名が独立行政法人労働者健康安全機構とされた上、その対象に独立行政法人労働安全衛生総合研究所から承継された業務の用に供する不動産を追加することとされました。また、統合に伴い、独立行政法人労働者健康安全機構に追加される一定の業務の用に供する不動産についても非課税とすることとされました。</p> <p>⑤ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象に国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センターから承継された業務の用に供する不動産を追加することとされました。</p> <p>⑥ 国立研究開発法人水産総合研究センターが一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象となる法人名が国立研究開発法人水産研究・教育機構とされた上、その対象に独立行政法人水産大学校から承継された一定の業務の用に供する不動産を追加することとされました。</p> <p>(2) 次のとおり税負担軽減措置等の適用期限を延長することとされました。</p> <p>① 鉄道事業者が整備新幹線の開業に伴い旅客鉄道株式会社等からの譲渡により取得する並行在来線の鉄道施設の用に供する一定の不動産に係る非課税措置について、その適用期限を平成 35 年 3 月 31 日まで 7 年延長することと</p>

	改 正 点
不 動 産 取 得 税	<p>されました。</p> <p>② 高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が高速道路の新設又は改築等の事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その適用期限を平成38年3月31日まで10年延長することとされました。</p> <p>③ マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得される要除却認定マンション等に係る非課税措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>④ 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋の新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置について、その適用期限を2年延長し、平成30年3月31日までの間に新築された住宅について適用することとされました。</p> <p>⑤ 新築された特例適用住宅の土地に係る税額の軽減措置における土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を3年又は4年（本則2年）に緩和する特例措置について、その適用期限を2年延長し、平成30年3月31日までの間に取得された土地について適用することとされました。</p> <p>⑥ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑦ 行政庁の認可を受けて新築される認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑧ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村に無償貸与及び無償譲渡するために被災事業者用の一定の仮設施設を取得した場合の非課税措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(3) 都道府県が策定する医療計画に定められた周産期医療の連携体制を担う医療提供施設の開設者が取得する、周産期医療を提供するための施設に係る課税標準の特例措置について、適用期限の到来に伴い廃止することとされました。</p>
そ の 他	<p>(1) 個人住民税に係る市町村から道府県への徴取引継特例について、滞納繰越分の滞納のない者の現年度滞納分についても、道府県が滞納処分等を行えるよう徴取引継の対象の拡大を行うこととされました。また、併せて、現年度滞納分のみの滞納者が徴取引継期間終了までに新たに滞納をした場合においても、徴収を引き継いでいる道府県が当該滞納分の滞納処分等を行えることとされました。</p> <p>(2) eLTAXにより送付する特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知の内容が電子情報処理組織に記録され、市区町村が、その旨を事前に登録された当該特別徴収義務者の電子メールアドレス宛に送信したときに到達したものとみなすこととされました。</p>

	改 正 点
そ の 他	<p>(3) 国税の改正に合わせ、過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を賦課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課される場合には、その割合をそれぞれ10%加重することとされました。</p> <p>(4) 当初申告書が提出されており、かつ、その当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に、修正申告書の提出があったときは、その修正申告書の提出により納付すべき税額のうち、当初申告書に係る税額に達するまでの部分についての延滞金の計算の基礎となる期間について、一定の期間を控除することとされました。</p> <p>(5) 合併等を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負うこととされました。また、当該判決が確定した日以前に質権が設定されている場合には、地方団体の徴収金は、その換価代金について当該質権に劣後することとされました。</p> <p>(6) 平成26年会社法改正を踏まえ、事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務について、所要の規定の整備が行われました。</p> <p>(7) 日台民間租税取決めを踏まえ、国税の取扱いに準じた所要の措置が講じられました。</p>

2 平成28年度の県税の概要

税 目		納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人 及び県内に事務所、家屋 敷等を有する個人でその市 町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………2,000円	給与所得者（特別徴収）は 毎月（給与から差し引かれる） 65才以上の年金受給者（特 別徴収）は偶数月の年6回 （年金から差し引かれる） その他の人（普通徴収）は 6月・8月・10月・1月（市 町村民税と同時に納める）
	水と緑の 森づくり税			うち、水と緑の森づくり税分 500円	
	所 得 割	県内に住所を有する個人 で一定額以上の所得があ る者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を 有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の 日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年 額 ……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年 額 ……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 ……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円			
	法 人 税 割	県内に事務所・事業所を 有する法人（H26年10月 1日以後開始する事業年 度）	法人税額（国税）	4.0% （資本金又は出資金が1億円 以下で法人税額が1,000万円 以下の中小法人は3.2%）	
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日 （毎月）	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	5%	翌月の10日 （毎月）	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	5%	翌年の1月10日	
個人 の 事 業 税	次の事業を行っている個人 第1種事業（物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など） 第2種事業（畜産業・水産業など） 第3種事業（医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など）	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% （ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%）	第1期 8月31日 第2期 11月30日 （ただし、税額10,000円以下 の場合は第1 期に全額納付）	
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人 （外形対象法人は平成28年4月1日以降開始する事業年度 その他の法人はH26年10月1日以後開始する事業年度）	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社は収入金額	0.9%	法人の県民税と同じ	
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	（所得割） 400万円以下の額 … 0.3% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 0.5% 800万円を超える額… 0.7% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 0.7% （付加価値割） 1.2% （資本割） 0.5%		
		普通法人は額	400万円以下の額 … 3.4% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 5.1% 800万円を超える額… 6.7% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 6.7%		
		特別法人は額	400万円以下の額 ……3.4% 400万円を超える額…4.6% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……4.6%		

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額 (国税)	63 分の 17	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は 4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数	1,000本につき 860円 (旧 3 級品は 1,000本につき 481円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		ゴルフ場の利用	1 人 1 日につき 400 円～ 800 円	翌月の 15 日 (毎月)
※ 2 自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 自家用	7,500 円～ 40,700 円 29,500 円～ 111,000 円	5 月 31 日
		貨客乗用車	営業用 自家用	10,200 円～ 21,300 円 13,200 円～ 28,500 円	
		バス	営業用 一般乗合用 その他	12,000 円～ 29,000 円 26,500 円～ 64,000 円 33,000 円～ 83,000 円	
			自家用		
		トラック	営業用 積載量 8 トン以下	6,500 円～ 29,500 円	
積載量 8 トンを超えるもの	8 トンを超える 1 トンまでごとに 29,500 円に 4,700 円を加算				
	自家用 積載量 8 トン以下	8,000 円～ 40,500 円			
		積載量 8 トンを超えるもの	8 トンを超える 1 トンまでごとに 40,500 円に 6,300 円を加算		
鉱 区 税	県内に鉱業権をもっている者		鉱区の面積	100 アールごとに 200 円又は 400 円	5 月 31 日
※ 3 狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの	16,500 円	狩猟者の登録を受ける日	
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	11,000 円		
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの	8,200 円		
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	5,500 円		
		第二種銃猟免許	5,500 円		
※ 4 自動車取得税	自動車の取得者		自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 3% その他 2%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者		引取数量	1 キロリットルにつき 32,100 円	翌月の末日 (毎月)
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	8.5%	核燃料挿入日から 2 月後の月の末日	
		発電用原子炉の熱出力	1 課税期間 (3 ヶ月) につき、千 kw あたり 41,100 円	各課税期間の末日の翌日から 2 月以内	
産 業 廃 棄 物 減 量 税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者		最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	1 トン当たり 1,000 円	4・7・10・1 月末日

※ 1 平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税 (国税) が課されます。

※ 2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費

150 税制の状況

基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約50%又は約25%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約10%加算（バス及びトラック等については、約10%加算）

※3 平成31年3月31日までの間に限り次の措置を講じる。

①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録・・・非課税

②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録・・・非課税

③有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録・・・2分の1軽減

※狩猟者登録を申請した日前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者

※4 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については、軽減。